



# 茨城県報

第 1 4 3 6 号

平成15年 1月30日

木 曜 日

## 目 次

規 則	ページ
茨城県県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (税務課) .....	1
( 公 安 委 員 会 )	
交番、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則.....	2
告 示	
救急告示病院の認定 (医療整備課) .....	2
指定居宅サービス事業者の指定 (3件) (高齢福祉課) .....	2
指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢福祉課) .....	3
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (商業流通課) .....	3
木材業者等の登録 (林政課) .....	4
道路の区域の変更 (3件) (道路維持課) .....	5
道路の供用の開始 (道路維持課) .....	6
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課) .....	7
都市計画事業の認可 (公園街路課) .....	7
指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正 (出納第一課) .....	8
茨城県収入証紙の売りさばき人の指定取消し (出納第一課) .....	8
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (県税事務所) .....	8
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (3件) (生活文化課) .....	9
漁船損害等補償法施行令に基づく発起届 (漁政課) .....	10
製造工場等の敷地の造成に関する工事の完了 (都市整備課) .....	11
開発行為の工事完了 (2件) (建築指導課) .....	11
道路の位置の指定 (建築指導課) .....	12
( 警 察 本 部 )	
落札者等の公示.....	12

## 規 則

### 茨城県規則第1号

茨城県県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成15年 1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

茨城県県税条例等の一部を改正する条例（平成14年茨城県条例第42号）付則第 1 条第 3 号に規定する改正規定（茨城県県税条例第41条の13の 4 の改正規定を除く。）の施行期日は、平成15年 1月30日とする。

（公 安 委 員 会）

茨城県公安委員会規則第 1 号

交番、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年 1月30日

茨城県公安委員会委員長 中 川 清

交番、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則（昭和35年茨城県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 (2)太田の項中

内田駐在所	常陸太田市 上内田町	常陸太田市上内田町、中内田町、下内田町、岡田町、落合町、 沢目町、小沢町、堅磐町、上土木内町、磯部町の内字峯	を
-------	---------------	---	---

西小沢駐在所	常陸太田市 沢目町	常陸太田市内田町、岡田町、落合町、沢目町、小沢町、堅磐町、 上土木内町、磯部町の内字峯	に改める。
--------	--------------	--	-------

附 則

この規則は、平成15年 1月30日から施行する。

告 示

茨城県告示第131号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の救急病院である。

なお、当該病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成18年 1月29日である。

平成15年 1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
アイビークリニック	ひたちなか市笹野町 1 - 3 - 1

茨城県告示第132号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき次のとおり指定したので、同法第78条第 1 項の

規定により告示する。

平成15年 1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
古河市	古河市福祉の森診療所	古河市新久田271 - 1	通所リハビリテーション	平成15年 1月10日

茨城県告示第133号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき次のとおり指定したので、同法第78条第1項の規定により告示する。

平成15年 1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
寺島薬局株式会社	寺島薬局株式会社介護事業部下館営業所	下館市二木成943	訪問介護	平成15年 1月20日
有限会社 顕祥	デイサービス カトレア	那珂郡東海村舟石川944	通所介護	平成15年 1月20日

茨城県告示第134号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
株式会社 鈴木工務店	介護支援センターすまいる	岩井市岩井4278番地 3	訪問介護	平成15年 1月22日

茨城県告示第135号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条第1項の規定により告示する。

平成15年 1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
株式会社 メデカジヤパン	結城ケアセンター そよ風	結城市結城923 - 1	居宅介護支援	平成15年 1月21日

茨城県告示第136号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第

3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年 1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ真壁店

真壁郡真壁町大字田字田中前103

### (2) 届出の概要

#### ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第5条第1項)

平成14年 9月19日

#### イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分～午前 0 時15分

#### ウ 届出年月日

平成14年 8月30日

## 2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
真壁町	特になし	

## 茨城県告示第137号

茨城県木材業者等登録条例 (昭和36年茨城県条例第6号) 第5条第1項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録を行った。

平成15年 1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 製材業者登録

登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名称		
2168	H15.1.20	東茨城郡茨城町長岡3010	雨谷 賢	(有)雨谷木材	住所に同じ	商号に同じ	販売業 製材業	

登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名 称		
2169	H15.1.20	東茨城郡茨城町大字千貫桜 2523 - 22	町田 昭	町田材木店	東茨城郡茨 城町小幡 1254	商号に同じ	販売業 製材業	
2170	"	東茨城郡茨城町小堤 1734 - 1	松浦シツエ	(株)松浦工務 店	住所に同じ	"	素材生産業 販売業 製材業	
2171	"	東茨城郡茨城町小鶴 1383 - 1	佐久間昭実	(有)佐久間製 材所	"	"	販売業 製材業	

茨城県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年 1月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 349号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要		
日立市東河内町大字平山字玉タレ 843番地先から 日立市下深荻町大字淵字堀小目 2003番1地先まで	旧	最大 25.0 最小 5.0	メートル 2,352			
		最大 55.0 最小 12.0	2,100			
		最大 55.0 最小 12.0	2,100		旧道移管	
		最大 55.0 最小 12.0	2,100			
	日立市下深荻町大字岩折字馬場 3117番1地先から 日立市下深荻町大字岩折字馬場 3297番4地先まで	旧	最大 10.0 最小 6.0	256		
			最大 42.0 最小 15.0	250		
新		最大 42.0 最小 15.0	250	旧道移管		
		最大 42.0 最小 15.0	250			
日立市下深荻町大字岩桁字沖 2991番1地先から 日立市下深荻町大字岡町字東 2802番1地先まで	旧	最大 25.0 最小 4.9	365			
		最大 44.0 最小 15.0	360			
		新	最大 44.0 最小 15.0		360	旧道移管
			最大 44.0 最小 15.0		360	

## 茨城県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年1月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 玉里水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡美野里町大字三箇字一丁目 1308番地先から 東茨城郡美野里町大字鶴田字内郷 57番1地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 23.5	2,357	
	新	最小 6.0		現道拡幅
		最大 39.0	2,357	
		最小 10.0		

## 茨城県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年1月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紅葉石岡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡茨城町大字生井沢字下原 657番4地先から 東茨城郡小川町大字上吉影字芝崎 92番1地先まで	旧 (A)	メートル	メートル	
		最大 11.8	1,550	
	新 (A)	最小 4.5		バイパス一部 区間の新設
		最大 11.8	1,550	
	新 (B)	最小 4.5		538
		最大 63.0		
		最小 9.5		

## 茨城県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年1月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 新宿新田総和線

- 2 供用開始の区間 猿島郡三和町大字諸川字屋敷下2861番地先から  
猿島郡三和町大字上片田字芝山1506番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成15年 1月30日

## 茨城県告示第142号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、三和町片田南西部土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成15年 1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 三和町片田南西部土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 猿島郡三和町大字上片田768番地 2

事 業 施 行 期 間 自 平成 7 年 9 月 11 日

至 平成15年 3 月 31 日

施 行 地 区 猿島郡三和町上片田字新達及び字榎崎東の全部並びに字宮前，字南原及び字四軒前の各一部，猿島郡三和町下片田字宮前，字歩行堤橋本，字歩行堤及び字歩行堤下の全部並びに字長岡，字流レ，字中道北，字天の川及び字新立飛地の各一部

設 立 認 可 の 年 月 日 平成 7 年 9 月 11 日

## 2 公告すべき変更の内容

事 業 施 行 期 間 自 平成 7 年 9 月 11 日

至 平成16年 3 月 31 日

## 3 変更認可の年月日 平成15年 1月30日

## 茨城県告示第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成15年 1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 施行者の名称

水戸市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画公園事業

3・4・004号

十万原近隣公園

## 3 事業施行期間

平成15年 1月30日から

平成17年 3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

茨城県水戸市藤井町字十万原，字冷田及び字駒形ハシ地内

## (2) 使用の部分

なし

## 茨城県告示第144号

昭和56年4月1日茨城県告示第486号の3で告示した地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第1項に規定する指定金融機関及び同条第4項に規定する収納代理金融機関の一部を次のように改正し、平成15年2月1日から施行する。

平成15年 1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

別表第2 収納代理金融機関 1 県内に本店(本所)が所在し、県内の全ての店舗で収納の事務を取り扱う金融機関の表中

「 金砂郷町農業協同組合 水府村農業協同組合 里美村農業協同組合	久慈郡金砂郷町大字大方1701 久慈郡水府村松平49の5 久慈郡里美村大中1493の2	」を
「 茨城みずほ農業協同組合	久慈郡金砂郷町大字大方1701	」に改め、
「 つくば市桜農業協同組合 茎崎農業協同組合 つくば市筑波農業協同組合 つくば市中央農業協同組合 つくば市豊里農業協同組合	つくば市東岡335 つくば市小茎287 つくば市大字北条5215 つくば市大字吉沼1104の1 つくば市上郷3621の1	」を
「 つくば市農業協同組合	つくば市東岡335	」に改め、
「 那珂農業協同組合	那珂郡那珂町大字菅谷4456の5	」を削る。

## 茨城県告示第145号

茨城県証紙条例(昭和39年茨城県条例第25号)第5条第2項の規定により、次の者の茨城県収入証紙の売りさばき人指定を取り消した。

平成15年 1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定取消年月日 平成15年 1月15日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名(所在地、名称及び代表者氏名)  
鹿島郡神栖町深芝南3-9-12  
栗原 昭 男

## 茨城県告示第146号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指



定の取消しを行ったので、茨城県県税条例施行規則（昭和34年茨城県規則第107号）第33条の3の規定により告示する。

平成15年 1月30日

茨城県江戸崎県税事務所長 直 江 重 治

県 名	特約業者の氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	特約業者の指定の取消し年月日
茨 城	飯野商事株式会社	茨城県龍ヶ崎市馴馬町524 - 1	平成14年 8月31日

## 公 告

### 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年3月14日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成15年 1月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 NPOスポーツクラブ ラーナ水戸

3 代表者の氏名

武 井 浩 道

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市堀町1123番地の4

5 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対してスポーツ文化活動を行い、明るく活力ある社会の形成に寄与することを目的とする。

### 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年3月17日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成15年 1月16日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 かしまスポーツクラブ

## 3 代表者の氏名

小 野 忠 志

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県鹿嶋市光 1 番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、鹿嶋市在住及び在勤者並びに鹿嶋市周辺の住民に対して、スポーツ並びに文化、芸術の振興に関する事業を行い、鹿嶋市の発展及び鹿嶋市民の豊かな暮らしと健康増進に寄与することを目的とする。

~~~~~

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年3月20日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成15年 1月20日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 なかなかワーク

## 3 代表者の氏名

清 水 勲

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県ひたちなか市新光町38番地

(ひたちなかテクノセンター内)

## 5 定款に記載された目的

この法人は、ひたちなか市及びその周辺地域住民・企業に対して、人材育成、まちづくりや地域の活性化に関する事業を行い、市民・企業が自立した活力のある住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

~~~~~

漁船損害等補償法施行令に基づく発起届

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成15年 1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加 入 区	漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする 漁業協同組合
日立市河原子町 1 - 7 - 20 横 田 庄 一 外 2 名	河 原 子	河原子漁業協同組合

2 指定漁船調書縦覧

(1) 縦覧期間

平成15年 1月30日から平成15年 2月14日まで

(2) 縦覧場所

加 入 区	縦 覧 場 所
河 原 子	日立市河原子町 3 - 1 - 14 河原子漁業協同組合

製造工場等の敷地の造成に関する工事の完了

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98条）に基づく土浦・阿見都市計画阿見東部工業団地造成事業について製造工場等の敷地の造成に関する次の工区の全部について工事が完了したので、同法第19条第 2 項の規定により公告する。

平成15年 1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

稲敷郡阿見町大字上条・飯倉の一部

- ・ 2 - 1号画地,    ・ 2 - 2号画地,    ・ 2 - 3号画地,    ・ 3 - 1号画地,    ・ 3 - 2号画地,
- ・ 3 - 3号画地,    ・ 3 - 4号画地,    ・ 3 - 5号画地,    ・ 3 - 6号画地,    ・ 3 - 7号画地,
- ・ 3 - 8号画地,    ・ 4 - 1号画地,    ・ 4 - 2号画地,    ・ 4 - 3号画地,    ・ 5 - 1号画地,
- ・ 5 - 2号画地,    ・ 5 - 3号画地,    ・ 6 - 1号画地,    ・ 6 - 2号画地,    ・ 6 - 3号画地,
- ・ 7 - 1号画地,    ・ 7 - 2号画地,    ・ 7 - 3号画地

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成15年 1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(第 6 - 2 工区)

北相馬郡藤代町大字高須字押耕地646番 1 の一部, 646番 4, 666番 1, 709番 4, 同番 5, 735番 1, 798番 1, 同番 5, 802番 1, 804番, 805番, 861番 1, 864番, 865番, 866番, 867番, 5007番, 5008番 1, 同番 2, 同番 3, 同番 4, 同番 5, 同番 6, 同番 7, 同番 8, 同番 9, 同番10, 同番11, 同番12, 同番13, 同番14, 同番15, 同番16, 字彦耕地1391番 1, 1392番 1, 1393番, 1402番, 1404番, 1409番, 1410番 1, 1412番 1, 1413番 1, 1414番 1, 1415番 1, 1418番 1, 1419番 1, 1426番 3, 1809番 3, 1814番 4, 1830番 1, 1835番, 1838番 1

2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区麹町 5 丁目 1 番地

弘済建物株式会社

代表取締役 杉 山 義 郎

東京都中央区銀座 8 丁目21番 1 号

株式会社 竹中工務店東京本店

常務取締役本店長 渡 辺 暉 生

埼玉県越谷市南町 2 丁目23番 5 号

リベステ株式会社

代表取締役 河 合 純 二

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市高野字向坪1191番13

2 事業主の住所及び氏名

守谷市高野1191番 6

高 橋 京 子

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成15年 1月30日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿総建指令 第 15 号	平成15年 1月17日	小沼 満昌	鹿島郡大洋村台濁沢 804番地	鹿嶋市大字青塚字南 1459番 1	メートル 4.50	メートル 116.87

(警 察 本 部)

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成15年 1月30日

茨城県警察本部長 永 井 和 夫

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約にの関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達の手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 その他必要な事項

冬制服（男子警察官仕様）ほか 3 件の契約 警察本部警務部会計課 水戸市笠原町978番 6 平成14年12月 5 日 株式会社エフ・エスパレル 東京都千代田区神田北乗物町16番地 27,284,565円 一般競争入札

平成14年11月14日 最低価格

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)